	継続事業の概算保険料	有期事業の概算保険料
概算保険料の額（原則）	・概算保険料額＝賃金総額の見込額×一般保険料率 ・概算保険料額は、1円未満の端数を切り捨てる（1円単位まで計算する） ・見込額は、1,000円未満の端数を切り捨てる	
特別加入者がいる場合（例外）	・原則で計算した額＋特別加入保険料算定基礎額の総額の見込額×特別加入保険料率	
	（ 第1種・第3種特別加入保険料額を一般保険料に加えた額 ）	（ 第1種特別加入保険料額を一般保険料額に加えた額 ）
見込額の特例	直前の保険年度の賃金総額の50/100以上200/100以下であれば、 直前の保険年度の保険料算定基礎額を用いる	ー
申告・納期限	①年度更新・・・保険年度の6月1日から40日以内（当日起算） ②中途に保険関係が成立・・・成立した日から50日以内（翌日起算）	①保険関係が成立した日から20日以内（翌日起算）

	概算保険料の認定決定	増加概算保険料	概算保険料の追加徴収
要件 （いずれかに該当）	①事業主が所定の期限までに概算保険料申告書を提出しないとき ②提出した概算保険料申告書の記載に誤りがあると政府が認めるとき	①賃金総額等の見込額が増加し、増加後の賃金総額等の見込額が、増加前の賃金総額等の見込額の200/100を超え、かつ差額が13万円以上であるとき ②労災保険又は雇用保険のいずれかの保険関係しか成立していない事業で、両方の保険関係が成立し、一般保険料率が変更した場合、すでに納付した概算保険料額の200/100を超え、かつ差額が13万以上であるとき	①政府は年度途中で、保険料率（一般保険料率・第1・2・3種特別加入保険料率）の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する
通知・申告及び納付	・歳入徴収官が、納付書によって通知する ・通知を受けた事業主は、通知を受けた日から15日以内（翌日起算）に、納付書によって納付しなければならない	・賃金総額等の増加が見込まれた日又は一般保険料率が変更した日から30日以内（翌日起算）に申告・納付しなければならない ・増加概算保険料に対しては、認定決定は行われない	・歳入徴収官は、通知を発する日から起算して30日を経過した日（当日起算）を納期限と定め、納付書によって通知しなければならない ・通知を受けた事業主は、当該納期限までに、納付書によって納付しなければならない（増加概算保険料の場合とは異なり、金額の多少を問わず、行われる）

	概算保険料の申告・納付先	
一般保険料	・一元適用事業で事務組合に労働保険の事務を委託していない事業 （雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く） ・二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業	・一元適用事業で事務組合に労働保険の事務を委託している事業 （委託していなくとも、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を含む） ・二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業
特別加入保険料	・二元適用事業についての第1種特別加入保険料 ・第2種特別加入保険料 ・第3種特別加入保険料	・一元適用事業についての第1種特別加入保険料
申告先	所轄都道府県労働局歳入徴収官	
経由先	日本銀行、年金事務所（一定の条件あり） 所轄労働基準監督署	日本銀行、年金事務所（一定の条件あり）
納付先	所轄都道府県労働局収入官吏	
	日本銀行 所轄労働基準監督署収入官吏	日本銀行

＜備考＞
・納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書の提出については、日本銀行を経由することはできない。
・職安所においては、申告・納付事務は取り扱われない。

SAMPLE